

2019年度難病患者に対する医療等に関する法律に基づく 指定医（難病指定医・協力難病指定医）研修のお知らせ

平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病患者が指定難病特定医療費の支給申請をする際に添付する診断書（臨床調査個人票）は、知事が指定した「指定医」（難病指定医、協力難病指定医）のみが作成できることとなりました。

「指定医」のうち「難病指定医」（新規申請用、更新申請用いずれの臨床調査個人票も記載できる医師）は、診断または治療に5年以上従事した経験のほか、専門医資格を有している者を除いては、都道府県が実施する研修を修了する必要があります。

この度、筑波大学附属病院では県の委託を受け、当研修を下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

なお、本研修を修了した場合、難病指定医または協力難病指定医の研修修了証の交付をいたします。

記

1 日 時・場 所

令和元年6月9日（日） 筑波大学附属病院（つくば市天久保2-1-1）
筑波大学医学専門学群棟 臨床講義室A
（別添案内図）

令和元年10月27日（日）茨城県立中央病院研修棟会議室A
（笠間市鯉淵6528）

※日時・場所・内容については別表をご参照ください。

2 対 象

診断または治療に5年以上従事した経験があり、難病指定医または協力難病指定医を希望する者

- ・難病指定医（新規申請用、更新申請用いずれの臨床調査個人票も記載可能）
- ・協力難病指定医（更新申請用の臨床調査個人票のみ記載可能）

※「指定医」の種類及び要件については、別紙または県ホームページをご覧ください。

3 内 容

- (1) 制度概要及び各種手続きについて (12:30~13:40)
- ①難病の医療費助成制度について
 - ②難病の医療費助成に係る事務について
 - ③難病指定医の申請手続きについて
- (2) 代表的な疾病の診断について (13:40~16:50)
- ①免疫系難病について (代表的な疾病: 全身性エリテマトーデス等)
 - ②消化器系難病について (代表的な疾病: 潰瘍性大腸炎等)
 - ③神経難病について (代表的な疾病: パーキンソン病等)
 - ④血液系難病について (代表的な疾病: 血小板減少性紫斑病等)
- (3) 修了証交付 (16:50~17:00)
- ※難病指定医は(1)(2)とも受講が必要です。
 - ※協力難病指定医は、(1)の受講が必要です。

4 申込み方法

主たる勤務地の医療機関で出席者を取りまとめの上、別紙申込書により FAX にて申込先までお送りください。 (E-mail も受け付けます)

申込先

筑波大学附属病院 病院総務部患者サービス課 難病医療センター

FAX 029-853-7581 (E-mail: nanbyou-c@un.tsukuba.ac.jp)

6 申込み締め切り 令和元年5月17日(金) / 令和元年10月11日(金) 必着

7 その他

- 原則、必要とされる課程を全て受講した場合に修了とします。途中退席等があった場合、再受講が必要となることもありますのでご注意ください。
- 修了証は、当日研修修了後に直接お渡しいたします。
- これから指定医の申請をされる方は、研修修了後、「指定医指定申請書」を主たる勤務先の医療機関の所在地を管轄する保健所にご提出ください。

8 お問い合わせ先

〒305-8576 茨城県つくば市天久保2-1-1

筑波大学附属病院病院総務部患者サービス課 難病医療センター 下条、吉田

TEL: 029-853-7580 FAX: 029-853-7581

E-mail: nanbyou-c@un.tsukuba.ac.jp

※詳細については筑波大学附属病院難病医療センター
ホームページをご参照お願いします。

<http://www.hosp.tsukuba.ac.jp/outpatient/facility/nanbyou/>